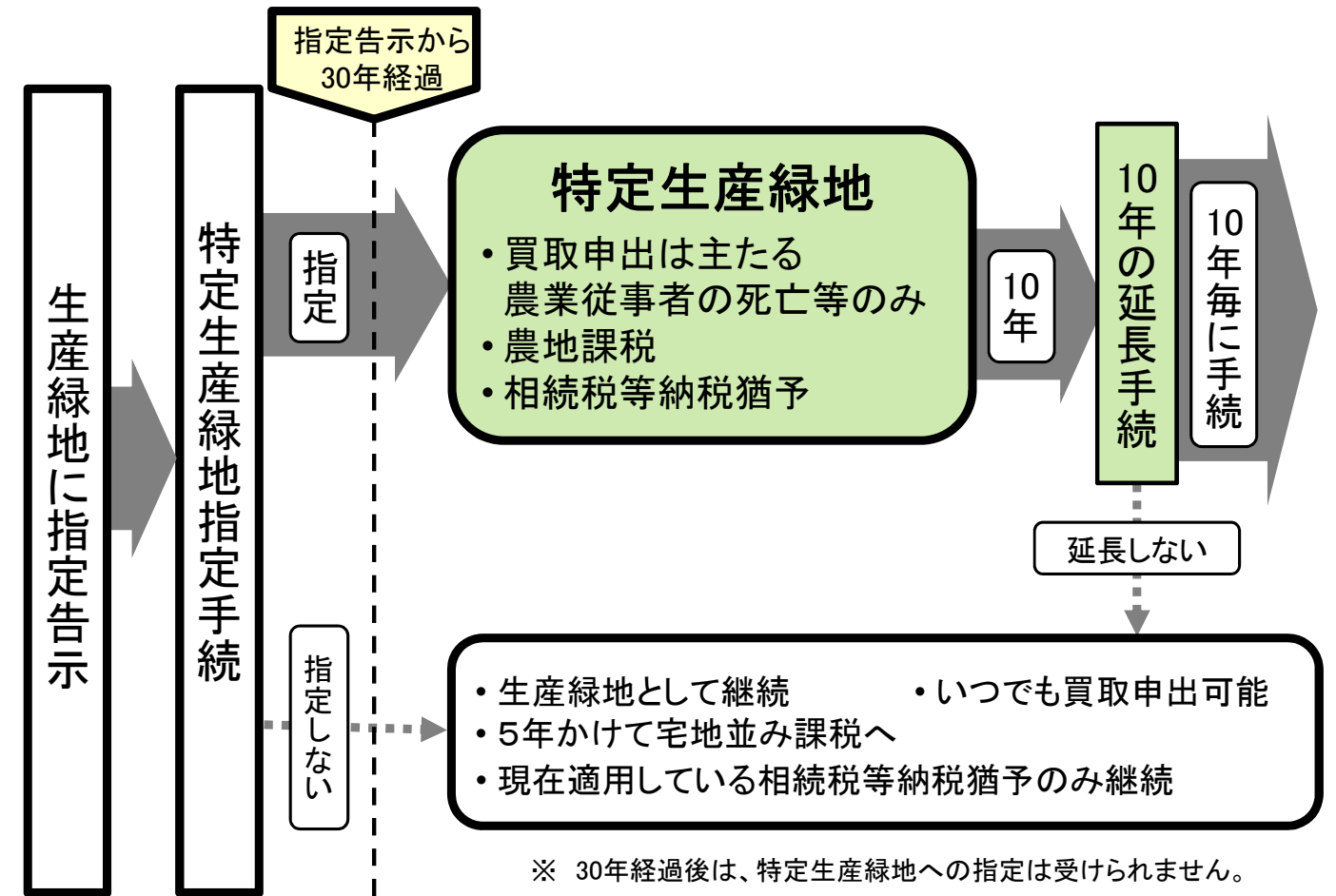


報告事項 1

生産緑地法 第10条の2 第3項に基づく 特定生産緑地の指定

■ 特定生産緑地の概要



■ 特定生産緑地の主な指定要件

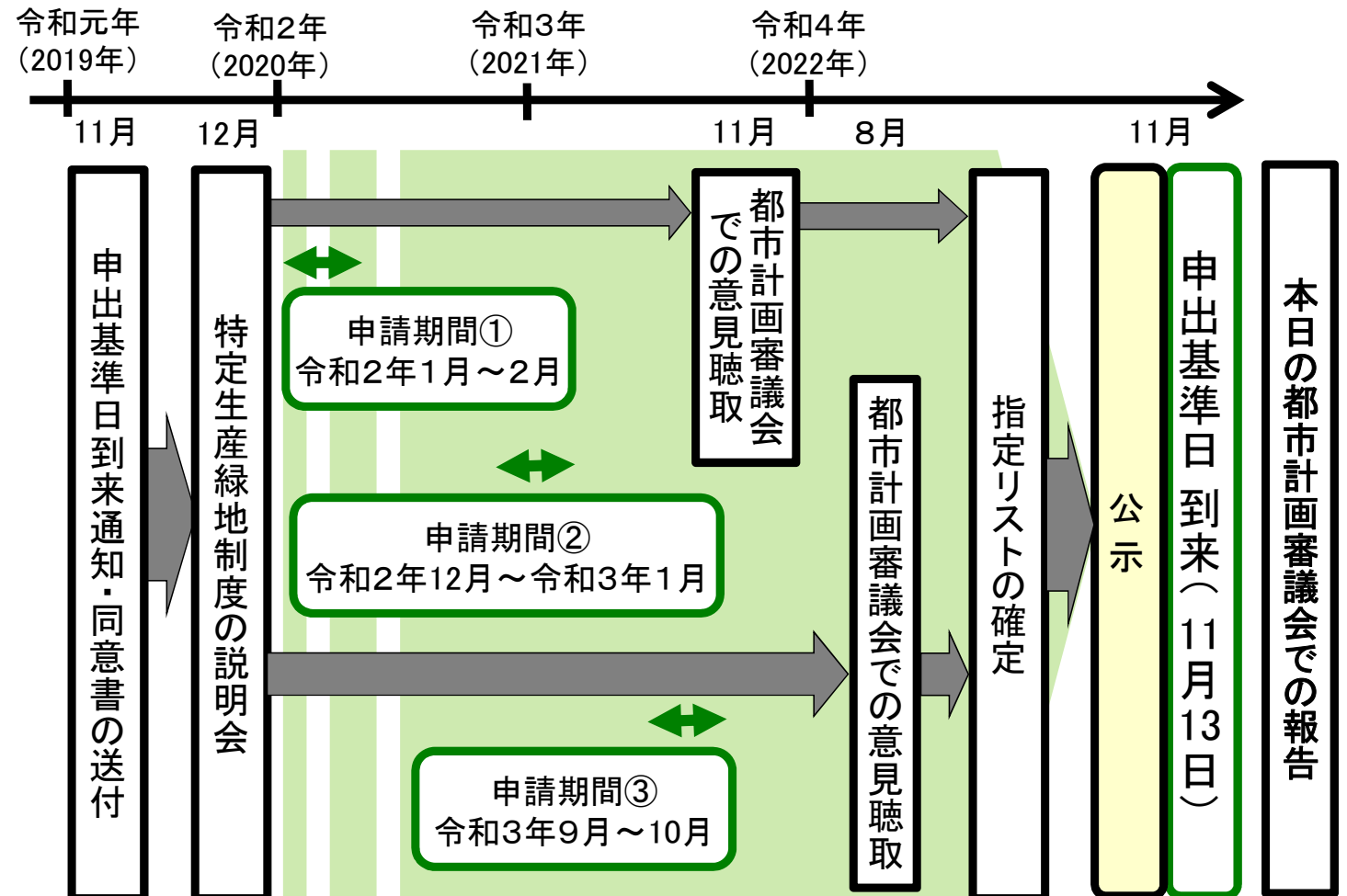
【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】

- 原則、1箇所300㎡以上の規模であること ・・・①
- 農地等として適正に管理されていること ・・・②

【生産緑地法 第10条の2 第3項】

- 農地等利害関係人の同意を得ること ・・・③
- 都市計画審議会の意見を聴くこと ・・・④

■ 特定生産緑地の指定手続の流れ 平成4年指定の生産緑地



指定箇所

平成4年11月13日指定告示の生産緑地のうち、
特定生産緑地の指定要件を全て満たすもの

全市の生産緑地地区指定状況

1,559箇所、約269.8ha

(令和4年12月時点)

平成4年指定(約1070箇所、約185.4ha)

(令和4年11月時点)

平成5年以降指定

特定生産緑地に指定
(982箇所、約170.4ha)

(令和4年11月時点)

約9割